

緊急事態措置に伴う休業及び営業時間短縮の要請に係る協力金質疑応答集

10月7日現在

1 飲食店等の協力金について

問1 この協力金を受けるのは誰か。	今回の「休業要請」又は「営業時間の短縮要請」により、要請の対象となる施設を運営する事業者（大企業を含む）及び個人事業主が、感染防止対策の業種別のガイドライン等を遵守した上で、要請に応じた場合に交付されます。 農業法人、NPO法人や社会福祉法人等（公益・一般・社団・財団法人・協同組合）も食品衛生法の飲食店許可を受けていれば対象です。
問2 具体的には何日の何時から何時までが休業要請や営業時間短縮要請の対象となるのか。	令和3年8月20日（金）0時から9月12日（日）24時までの期間について要請しています。休業要請については上記の全期間に渡って、営業時間の短縮要請については各日午後8時から翌日午前5時について営業を休止していただくよう要請しています。（9月12日（日）は、24時までが要請期間です。）
問3 本社は県外だが、店舗が県内にある場合、協力金の対象となるか。	県内に「店舗」があれば対象となります。
問4 県内で複数の店舗を運営している事業者は、全店舗について休業もしくは営業時間短縮を行う必要があるのか。	県内にある全ての店舗について要請に協力をお願いします。 店舗Aが休業要請の対象、店舗Bが営業時間短縮要請の対象、店舗Cが要請対象外の業種である場合、店舗Aについて休業、店舗Bで営業時間短縮に御協力をお願いします。店舗Cについては御対応いただく必要はございません。
問5 指定管理者は協力金を申請できるか。	指定管理者であることによって協力金の申請対象外となることはなく、要件を満たせば対象となりますが、管理を委託している市町等に協力金の受領が問題とされないか確認してください。

<p>問6 今回の休業又は営業時間の短縮が要請される前から、自ら進んで休業をしていた。協力金の対象となるか。</p>	<p>令和3年8月18日（水）時点で営業の実態（実際に施設を運営し売上げがある等）がある場合に、対象となります。 ただし、令和3年4月1日以降に営業実態が全くない場合には対象となりません。</p>
<p>問7 休業及び営業時間短縮とはどのような状態をいうのか。</p>	<p>店舗の営業を休止し、店内に利用客のいない状態を指します。注文の受付を停止（オーダーストップ）しただけでは休止には該当せず、協力金の対象とはなりません。</p>
<p>問8 酒類を提供していない飲食店だが協力金の対象となるか。</p>	<p>本来の営業時間の終了が午後8時を過ぎる店舗において、酒類・カラオケ設備の提供を終日自粛した上で午後8時以降の営業を行わないことを確認できれば、営業時間短縮の協力金の対象となります。</p>
<p>問9 これまで酒類又はカラオケ設備の提供を行ってきた飲食店だが、要請に伴って酒類とカラオケ設備の提供とともに自粛した場合、休業ではなく営業時間を短縮すれば協力金の対象になるか。</p>	<p>本来の営業の終了時刻が午後8時を過ぎていた店舗において、酒類とカラオケ設備の提供を自粛した上で、営業時間を短縮いただいた場合は、営業時間短縮の協力金の対象となります。 本来の営業の終了時刻が午後8時以前の店舗においては、休業いただいた場合に、休業要請の協力金の対象になります。（営業時間短縮の協力金の対象にはなりませんので、御注意ください。）</p>
<p>問10 業種別のガイドラインを遵守しているが、ステッカー等の配布がなく掲示していない。 協力金を申請できるか。</p>	<p>業種別ガイドラインを遵守しており、その状況が確認できる資料の提出があれば、申請が可能です。 （内閣官房ホームページ https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf） 例1：「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」（以下認証制度）のステッカー等の掲示写真を提出できる場合。または、協力金の申請までに認証制度に申請中の場合は、申請の事実が確認できる場合 例2：食品衛生協会等の業界団体や市町が定めるガイドライン等を満たし、そのステッカー等の掲示写真を提出できる場合 例3：GoToEatの対象店舗であることが分かる資料 （ステッカーの掲示状況と店舗名が分かる写真等）</p>

<p>問 11 飲食業の許可を有するカラオケボックスは要請の対象か。協力金を申請できるか。</p>	<p>飲食店等としての要請の対象となるため、休業要請の対象になります。協力金の申請に当たっては、飲食店等の申請要項を御確認ください。</p>
<p>問 11-2 飲食業の許可を有しないカラオケボックスは要請の対象か。協力金を申請できるか。</p>	<p>休業要請の対象になります。協力金の申請に当たっては、大規模集客施設の申請要項を御確認ください。</p>
<p>問 12 休業要請や営業時間短縮要請に応じて店舗を閉め、テイクアウトやデリバリーのみ営業をする場合、協力金の対象となるか。</p>	<p>テイクアウト販売等は、休業要請や営業時間短縮要請の対象外であるため、休業要請や営業時間短縮要請に応じている場合は、閉店後にテイクアウト販売等を行っても、協力金の対象になります。</p>
<p>問 13 休業要請や営業時間短縮要請への対応について、要請開始日に間に合わないが協力金の対象となるか。</p>	<p>令和3年8月20日（金）から要請への御対応をお願いします。ただし、川根本町に所在する店舗については、令和3年8月22日（日）までに要請に御対応いただいた場合は、協力金の支給対象になります。</p>
<p>問 14 要請期間中に、要請に対応できない日が生じた場合、協力金の対象になるか。</p>	<p>協力金の対象になるのは、要請期間のすべて（令和3年8月20日（金）0時から令和3年9月12日（日）24時まで）にわたって要請に応じていただく必要があります。要請期間中に要請に対応できない日が生じた場合は、原則として協力金の対象になりません。</p>
<p>問 15 今年度、経営する法人が変わったが、昨年の実績として前法人の売上げを使って申請できるか。</p>	<p>同一店舗であっても、異なる経営者の売上げを過年度売上高とすることはできません。（過年度売上高は0円になります。） このため、中小企業・個人事業主であれば、下限額の支給となります。大企業の場合には協力金の支給額は0円になります。</p>

<p>問 16 営業実態は何をもって確認するのか。</p>	<p>確定申告書や、帳簿、法人設立届出書、開業届の控えなどにより確認します。</p>
<p>問 17 申請要項や申請書はどこで手に入るか。</p>	<p>静岡県の HP に掲載する予定で準備を進めています。 https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kinkyuu.html</p>
<p>問 18 同一区画で複数のレストランを経営しているが、施設数の考え方は。</p>	<p>食品衛生法第 55 条（旧第 52 条）の許可毎となります。</p>
<p>問 19 休業や営業時間短縮を行った証明はどうすればよいか。</p>	<p>店頭に掲示した休業や営業時間短縮のお知らせの写真、通常の営業時間を示す店舗の看板など、客観的に見て休業や営業時間短縮を行ったことが分かるような写真を要請期間中に準備しておくようお願いします。（店舗ごとに申請する必要があります。）</p>
<p>問 20 緊急事態宣言により、新たに休業要請の対象となることを 8 月 20 日を過ぎて知った。どうすればよいか。</p>	<p>速やかに要請に応じてください。 協力金については、要請期間を通じて要請に応じていただくことを条件としておりますが、特段の事情がある方は、コールセンターまで御相談ください。</p>
<p>問 21（8/27 追記） 本協力金と国の月次支援金を併せて受けることはできるか。</p>	<p>本協力金は、国の月次支援金と併せて受けることはできません。</p>

問 22 (9/1 追記) (10/7 追記)

申請書類について、提出書類として本人確認書類（免許証写等）が求められるが、代表者は遠方在住で依頼は困難を極める。

代わりの方法はないか。

法人であれば原則として代表者の運転免許証・パスポート・保険証などのいずれか写しの提出を求めています。提出困難な事情がある場合、総務担当責任者による別添証明書様式により本人確認書類とすることも可能です。その際は、別添証明書 (12 ページ参照) 及び会社法人用登記事項証明書（代表者の住所が分かるもの、写し可）を添付したうえで提出ください。

なお、「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」を取得（申請）済の場合やまん延防止等重点措置に係る協力金申請で提出済の場合、本人確認書類は不要です。

2 飲食店等への協力金の計算方法について（詳細は必ず申請要項を確認するようにして下さい。）

<p>問1 営業時間短縮に係る協力金を計算する際の1日の考え方は。</p>	<p>午後8時から翌日午前5時までを1日として計算します。このため、8月20日については、8月20日午後8時から8月21日午前5時が1日となり、9月12日については、午後8時から午前0時までが1日となります。</p>																			
<p>問2 協力金はどのように計算するのか。</p>	<p>店舗ごとに下記により計算します。休業要請、営業時間短縮要請とも計算は同じです。 <中小企業・個人事業主の場合> 事業規模により4～10万円×要請に協力した日数 ※ 最低支給額は、1日あたり4万円です。 <大企業の場合>※中小企業・個人事業主も選択可 事業規模により0～20万円×要請に協力した日数 ※ 売上減少額によっては、協力金の支給対象外となる場合があります。</p>																			
<p>問3 「中小企業」とはどんな企業か。</p>	<p>中小企業基本法では「中小企業」を以下のとおり定義しております。 主たる業が「飲食店」の場合、業種分類は「小売業」となります。</p> <table border="1" data-bbox="757 858 2045 1222"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、中小企業関連立法においては、上表以外の定義付けがされている場合がありますが、今回の協力金については上表の要件で対象を決定しています。</p>			業種	中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）																			
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																		
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下																		
②卸売業	1億円以下	100人以下																		
③サービス業	5,000万円以下	100人以下																		
④小売業	5,000万円以下	50人以下																		

<p>問4 事業規模による1日あたりの協力金の計算方法は。</p>	<p><中小企業・個人事業主の場合> 「過年度売上高」×0.4（下限4万円～上限10万円） <大企業の場合> ※中小企業・個人事業主も選択可 「要請期間の売上高（8/20～9/12）」÷24日・・・「要請中売上高」 ※1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。 （「過年度売上高」－「要請中売上高」）×0.4（上限額は20万円）</p>
<p>問5 「過年度売上高」の計算方法は。</p>	<p>以下のいずれかの方法で計算してください。</p> <p>①要請期間を含む二月（8月及び9月）における過去の売上高の平均 令和2年（又は令和元年）8/1～9/30の合計飲食業売上高÷61日 ②要請期間における過去の売上高の平均 令和2年（又は令和元年）8/20～9/12の合計飲食業売上高÷24日</p> <p>ただし、1円未満の端数は切り上げます。 なお、売上高については、飲食業における売上高であって、消費税及び地方消費税を除きます。</p>
<p>問6 要請期間中に店舗の定休日が含まれている場合、定休日分の協力金は減額されるのか。</p>	<p>飲食店等の場合、要請期間中に店舗の定休日が含まれていても、これによって協力金が減額されることはありません。（大規模集客施設については、「3大規模集客施設の協力金について」を御確認ください。）</p>
<p>問7 令和2年10月以降に開店した飲食店は「過年度売上高」をどのように計算すればよいか。</p>	<p>「新規開店特例」として、以下により計算してください。 （開店の日から令和3年3月31日までの飲食業売上高の合計金額）÷ （当該金額の日数（定休日を含む））</p>

<p>問 8 令和 3 年 4 月以降に開店した店舗は「過年度売上高」をどのように計算すればよいか。</p>	<p>開店から要請期間までの期間が短く、適切に過去の売上高が把握できないと判断されるため、「過年度売上高」は 0 円となります。このため、協力金は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・個人事業主の場合、4 万円×「協力日数」 ・ 大企業の場合、0 円（支給対象となりません） <p>と算定されます。</p>
<p>問 9 複数の対象施設を運営しているが、協力金はどのように支払われるのか。</p>	<p>対象施設ごとに協力金を算定することになります。</p>
<p>問 10 過去に支給された協力金は売上げに算入して計算するのか。</p>	<p>過去に支給された新型コロナウイルス感染拡大防止協力金など、飲食事業による売上以外は、今回の協力金の算定における「過年度売上高」や「要請中売上高」には含めません。</p>

3 大規模集客施設の協力金について（詳細は必ず今後公表される申請要項を確認するようにしてください。）

<p>問1 協力金の対象となる大規模集客施設とは。</p>	<p>建物の床面積 1,000 m²を超える大規模集客施設のうち、要請に協力いただいた「大規模集客施設を運営する事業者」、及び当該大規模集客施設が営業時間短縮を行ったことに伴い、営業時間短縮を行った「テナント事業者」が対象となります。</p>
<p>問2 営業時間短縮要請の対象となる大規模集客施設で飲食業を営んでいるが、要請に応じて休業した場合、飲食店向けの協力金と大規模集客施設に入居するテナント向けの協力金を重複して受け取れるか。</p>	<p>大規模集客施設に入居するテナント向けの協力金の支給を受けるに当たり、飲食店向けの協力金の支給を受けていないことが要件に含まれていますので、重複して協力金を受け取ることはできません。</p>
<p>問3 1,000 m²を超える商業施設で、生活必需品の小売をするテナントは要請の対象となるか。</p>	<p>生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品、燃料等）の売場については、要請の対象外です。 ただし、要請の対象となる大規模集客施設が営業時間短縮を行ったことに伴い、営業時間短縮をせざるを得なかったテナントについては、生活必需品のテナントであっても、協力金の対象になります。</p>
<p>問4 大規模集客施設内に入居する、床面積 1,000 m²を超えるテナントにおいて営業時間短縮要請に応じた場合、大規模集客施設に対する協力金と、テナントに対する協力金のどちらが適用されるのか。</p>	<p>いずれで申請いただくことも可能ですが、大規模集客施設に対する協力金とテナントに対する協力金を重複して受け取ることはできません。</p>

<p>問5 要請期間中に施設の定休日が含まれている場合、定休日分の協力金は減額されるのか。</p>	<p>減額されます。 大規模集客施設に対する協力金額を算定する際、定休日（予定されていた休業日）は、「協力日数」に含まれません。</p>
<p>問6 協力金の計算方法は。</p>	<p>現在、詳細について準備中です。 準備ができましたら、県のホームページ等で公開してまいります。</p>
<p>問7 本協力金と国の月次支援金を併せて受けることはできるか。</p>	<p>本協力金は、国の月次支援金と併せて受けることはできません。</p>
<p>問8 (9/1 追記) <u>(10/7 追記)</u> 申請書類について、提出書類として本人確認書類（免許証写等）が求められるが、代表者は遠方在住で依頼は困難を極める。 代わりの方法はないか。</p>	<p>法人であれば原則として代表者の運転免許証・パスポート・保険証などのいずれか写しの提出を求めているが、提出困難な事情がある場合、総務担当責任者による別添証明書様式を活用した本人確認も可能です。その際は、<u>別添証明書 (12 ページ参照)</u> 及び会社法人用登記事項証明書（代表者の住所が分かるもの、写し可）を添付したうえで提出ください。 なお、まん延防止等重点措置に係る協力金申請で提出済の場合、本人確認書類は不要です。</p>
<p>問9 (9/1 追記) 本人確認書類について、外国人はどのような書類を提出すればよいか。</p>	<p>日本国内で発行された運転免許証等の本人確認書類を所持していない場合は、在留カードの写しを提出ください。 なお、まん延防止等重点措置に係る協力金申請で提出済の場合、本人確認書類は不要です。</p>
<p>問10 (9/1 追記) 大規模施設運営事業者向け協力金について、本来の営業時間はどのように捉えれば良いか。</p>	<p>同じ大規模施設内で、店舗により本来の営業時間が異なる場合は、自己利用分（直営）の店舗のうち最も遅い店舗の営業時間又はテナント事業者向け協力金の対象テナント（つまり飲食店部分は除く）のうち、最も遅い店舗の営業時間を本来の営業時間とします。</p>

問 11 (9/1 追記)

8月20日までに販売されたチケットについては、緊急事態措置によるイベントの開催制限が適用されず、キャンセル不要とのことだが、この場合も協力金の対象となるのか。

協力金の対象になります。

